

執務環境整備事業

財務部アセットマネジメント推進課
電話:457-2533

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	103,662	80,345	0	0	23,317

※関連課 企画調整部 代表:企画課(電話:457-2241)、産業部 代表:農業振興課(電話457-2331)、
デジタル・スマートシティ推進事業本部(電話:457-2454)

※繰越明許費

目的	0Aフロア化による執務環境の整備やフリーアドレスの導入により、業務効率の向上、柔軟で独創的な組織の実現及び業務の進め方の変革を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、デジタル・スマートシティ推進事業本部及び産業部6課においてフリーアドレスを導入し、自治体運営のデジタル化を進めている。 ・自治体運営のデジタル化に向けては、0Aフロアや備品などハード面の整備を進める必要がある。

事業内容	事業内容			
	内容	導入課	場所	主な実施内容
0Aフロア 及び フリー アドレス	農業振興課 農地利用課 農地整備課 林業振興課		6階北側	<ul style="list-style-type: none"> ・0Aフロア工事 ・パーティション設置工事 ・電気、電話、LAN等工事 ・昇降テーブル、モバイルロッカー、ディスプレイ等の購入 ・廃棄物処分
	企画課 国際課		5階北側	
フリー アドレス	広聴広報課 デジスマ本部		5階東側	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降テーブル、モバイルロッカー、ディスプレイ等の購入 ・廃棄物処分
	情報政策課		地域情報センター	
0Aフロア	住宅課		5階北側	<ul style="list-style-type: none"> ・0Aフロア工事 ・パーティション設置工事 ・電気、電話、LAN等工事
	公共建築課		5階北側	
	会計課		4階北側	
	道路企画課		4階南側	
	道路保全課		4階南側	



先行導入しているエネルギー政策課及びスタートアップ推進課

指定管理者支援事業

財務部アセットマネジメント推進課
電話: 457-2533

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	178,989	3,276	0	0	175,713

※関連課 各指定管理施設所管課

目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少など不利益を受けた指定管理者を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月から9月のまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の期間中、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の指定管理施設において休館又は開館時間の短縮の対応を行った。 ・休館や利用自粛などにより、指定管理施設の利用料収入が減少するなど、施設の管理運営に大きな影響が生じており、指定管理者が不利益を受けている状況にある。
事業内容	<p>感染症の影響に伴う施設利用にキャンセル料相当額や感染症対策に要した消耗品等の経費を交付金として交付するなど、指定管理業務の継続に必要な対応を行うもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 キャンセル料の不徴収等にかかる交付金 40,319 千円 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象期間 令和3年8月8日から令和3年9月30日までの利用にかかるもの (2) 対象施設 64 施設 (40 協定) (3) 交付対象 不徴収としたキャンセル料相当額や開館時間の変更に伴い利用料金を減免した額など 2 感染対策にかかる交付金 10,474 千円 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象期間 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの契約、かつ支払処理を済ませた経費 (2) 対象施設 117 施設 (59 協定) (3) 交付対象 不特定多数の人が利用する場所において、感染症拡大防止のために必要な物品の購入に要する経費や工事費、改修費など 例：間仕切り設置、非接触体温計、手指消毒液 など 3 業務継続にかかる指定管理料の変更 150,141 千円 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日 (2) 対象施設 5 施設 (4 協定) (3) 交付対象 感染症の影響による利用料金収入の減少など、指定管理業務の継続のため指定管理料の変更が必要な施設 アクトシティ浜松、楽器博物館、館山寺総合公園など 4 その他 令和2年度分業務継続費等不用額の減額 Δ21,961 千円

協働センター等公衆無線LAN整備事業

企画調整部情報政策課
電話: 457-2722



(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	105,626	83,461	0	0	22,165

※社会情報基盤整備充実事業

※繰越明許費

2月補正計上 105,626千円、当初計上 16,022千円、合計 121,648千円

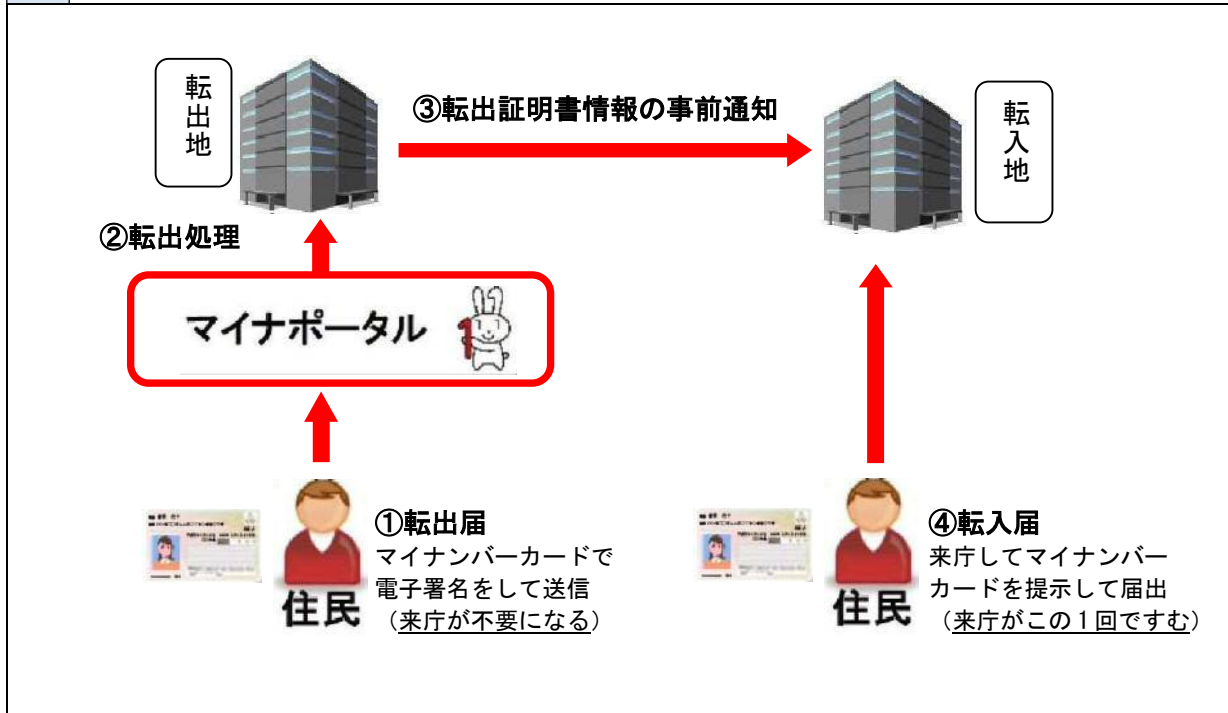
目的	協働センター等に公衆無線LANを整備し、市民の利便性向上、地域コミュニティの拡大及びデジタル化の促進を図る。																		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタルファースト宣言」の理念である「市民生活の質向上」や「都市の最適化」の実現に向けて公衆無線LANの整備が必要となっている。 ・自治会や利用者から、会議のオンライン化や地域情報発信のために、協働センター等に公衆無線LANを整備してほしいとの要望が多い。 																		
事業内容	<p>全市域の本庁、区役所、協働センター、ふれあいセンター等に公衆無線LANを整備する。</p> <p>1 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆無線LAN配線工事 (令和3年度2月補正計上) 105,626千円 ・公衆無線LAN運用 (令和4年度当初計上) 16,022千円 <p>2 導入施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設置施設</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>7施設</td> </tr> <tr> <td>協働センター</td> <td>41施設</td> </tr> <tr> <td>市民サービスセンター</td> <td>9施設</td> </tr> <tr> <td>ふれあいセンター</td> <td>8施設</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>地域情報センター</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">68施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回の整備に伴い主要な住民サービス拠点への整備は完了予定</p> <p>3 導入時期 令和4年8月から順次</p>	設置施設	施設数	本庁舎	1施設	区役所	7施設	協働センター	41施設	市民サービスセンター	9施設	ふれあいセンター	8施設	保健所	1施設	地域情報センター	1施設	計	68施設
設置施設	施設数																		
本庁舎	1施設																		
区役所	7施設																		
協働センター	41施設																		
市民サービスセンター	9施設																		
ふれあいセンター	8施設																		
保健所	1施設																		
地域情報センター	1施設																		
計	68施設																		
	<p>WEB会議による地域コミュニケーション等の活発化</p>  <p>地域情報コンテンツの配信等</p> 																		

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	安全・安心・ 快適	23,925	11,764	0	0	12,161

※市民窓口デジタル運営経費
※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	マイナンバーカード所持者の転出・転入手続きをワンストップ化するため、住民記録システムを改修し、事務効率向上及び市民の利便性向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月のデジタル社会形成整備法の施行に伴い、住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード所持者の転出・転入手続きのワンストップ化が制度化された。 国の令和3年度補正予算(第1号)で地方公共団体への補助金が予算措置され、国補助金の申請期間は今年度中となっている。
事業内容	<p>1 住民記録システムの改修 マイナポータルと転出届のデータを連携するためのシステム改修</p> <p>2 導入効果</p> <p>(1) 住民に対するメリット 転出時の役所での手続きを省略</p> <p>(2) 職員に対するメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口対応の低減 届出データのシステム打ち込み作業の低減



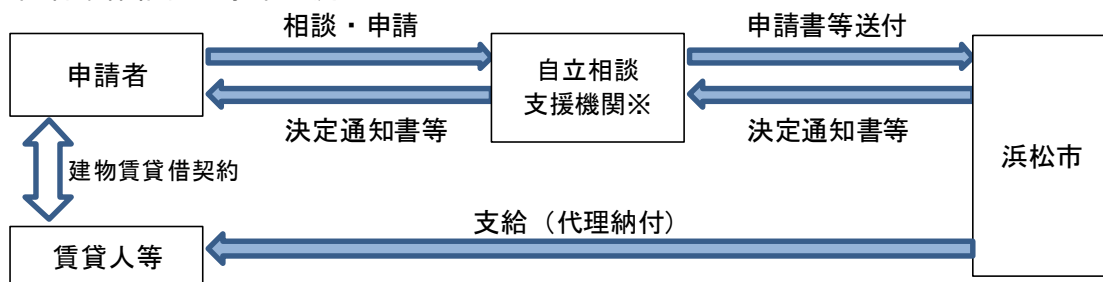
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	16,082	12,062	0	0	4,020

※生活困窮者自立支援事業

目的	経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。																																
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、令和2年4月以降、住居確保給付金の支給要件が段階的に緩和されている。 ・長期化するコロナの影響を受け、住居確保給付金の支給が終了した方に対する再支給（最長3か月）の申請期限が、令和4年3月31日へ再延長された。 																																
事業内容	<p>1 支給実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3 当初</th> <th>9月補正後</th> <th>2月補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数(件)</td> <td>1,081</td> <td>2,246</td> <td>2,717</td> </tr> <tr> <td>支給額(千円)</td> <td>43,240</td> <td>87,744</td> <td>103,826</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目安額：単身世帯 37,700 円、2人世帯 45,000 円、3～5人世帯 49,000 円</p> <p>2 支給要件緩和の経緯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>特例措置</th> <th>適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再支給</td> <td rowspan="4">住居確保給付金の支給が終了した者のうち、新たに雇用された企業等において、解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)された者に限り再支給可能</td> <td>解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月に限り再支給可能(1度限り) (※申請期限: R3. 3. 31 まで)</td> <td>R3. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>(※申請期限延長: R3. 6. 30 まで)</td> <td>R3. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>(※申請期限延長: R3. 9. 30 まで)</td> <td>R3. 6. 11</td> </tr> <tr> <td>(※申請期限延長: R3. 11. 30 まで)</td> <td>R3. 9. 30</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(※申請期限延長: R4. 3. 31 まで)</td> <td>R3. 11. 30</td> </tr> </tbody> </table>				R3 当初	9月補正後	2月補正後	支給件数(件)	1,081	2,246	2,717	支給額(千円)	43,240	87,744	103,826		改正前	特例措置	適用日	再支給	住居確保給付金の支給が終了した者のうち、新たに雇用された企業等において、解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)された者に限り再支給可能	解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月に限り再支給可能(1度限り) (※申請期限: R3. 3. 31 まで)	R3. 2. 1	(※申請期限延長: R3. 6. 30 まで)	R3. 4. 1	(※申請期限延長: R3. 9. 30 まで)	R3. 6. 11	(※申請期限延長: R3. 11. 30 まで)	R3. 9. 30			(※申請期限延長: R4. 3. 31 まで)	R3. 11. 30
	R3 当初	9月補正後	2月補正後																														
支給件数(件)	1,081	2,246	2,717																														
支給額(千円)	43,240	87,744	103,826																														
	改正前	特例措置	適用日																														
再支給	住居確保給付金の支給が終了した者のうち、新たに雇用された企業等において、解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)された者に限り再支給可能	解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月に限り再支給可能(1度限り) (※申請期限: R3. 3. 31 まで)	R3. 2. 1																														
		(※申請期限延長: R3. 6. 30 まで)	R3. 4. 1																														
		(※申請期限延長: R3. 9. 30 まで)	R3. 6. 11																														
		(※申請期限延長: R3. 11. 30 まで)	R3. 9. 30																														
		(※申請期限延長: R4. 3. 31 まで)	R3. 11. 30																														

住居確保給付金事業の流れ



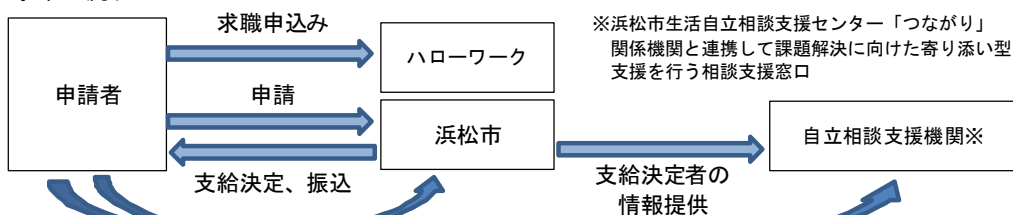
※浜松市生活自立相談支援センター「つながり」
関係機関と連携して課題解決に向けた寄り添い型支援を行う相談支援窓口

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	191,180	191,180	0	0	0

目的	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、自立支援金を支給することにより、就労による自立を促す。																								
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対する支援策として、国は、令和3年6月に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度を創設した。 ・長期化するコロナの影響を受け、令和3年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、申請期限の延長や支給要件の拡充などの制度改正が示され、同年11月30日付けで施行された。 																								
事業内容	<p>1 支給実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9月補正後</th> <th>11月補正後</th> <th>2月補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給世帯数(世帯)</td> <td>180</td> <td>269</td> <td>1,333</td> </tr> <tr> <td>支給額(千円)</td> <td>44,340</td> <td>62,040</td> <td>252,120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支給額：単身世帯 60,000 円、2人世帯：80,000 円、3人以上世帯：100,000 円</p> <p>2 支給要件緩和の経緯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象要件</td> <td> ①総合支援資金の再貸付が終了済または借入期間の最終月である。 ②総合支援資金の再貸付が、不承認となった。 ③自立支援機関の支援決定を受けられず、総合支援資金の再貸付の申請が行えなかった。 </td> <td> 左記①～③に、下記④を追加 ④緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了済または借入期間の最終月である。 </td> </tr> <tr> <td>再支給</td> <td>—</td> <td>自立支援金(初回)の給付済者に対し、一度に限り再支給(最大3か月)が可能</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和3年11月30日</td> <td>令和4年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>		9月補正後	11月補正後	2月補正後	支給世帯数(世帯)	180	269	1,333	支給額(千円)	44,340	62,040	252,120		改正前	改正後	対象要件	①総合支援資金の再貸付が終了済または借入期間の最終月である。 ②総合支援資金の再貸付が、不承認となった。 ③自立支援機関の支援決定を受けられず、総合支援資金の再貸付の申請が行えなかった。	左記①～③に、下記④を追加 ④緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了済または借入期間の最終月である。	再支給	—	自立支援金(初回)の給付済者に対し、一度に限り再支給(最大3か月)が可能	申請期限	令和3年11月30日	令和4年3月31日
	9月補正後	11月補正後	2月補正後																						
支給世帯数(世帯)	180	269	1,333																						
支給額(千円)	44,340	62,040	252,120																						
	改正前	改正後																							
対象要件	①総合支援資金の再貸付が終了済または借入期間の最終月である。 ②総合支援資金の再貸付が、不承認となった。 ③自立支援機関の支援決定を受けられず、総合支援資金の再貸付の申請が行えなかった。	左記①～③に、下記④を追加 ④緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了済または借入期間の最終月である。																							
再支給	—	自立支援金(初回)の給付済者に対し、一度に限り再支給(最大3か月)が可能																							
申請期限	令和3年11月30日	令和4年3月31日																							

事業の流れ



子どもの未来応援基金積立金

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

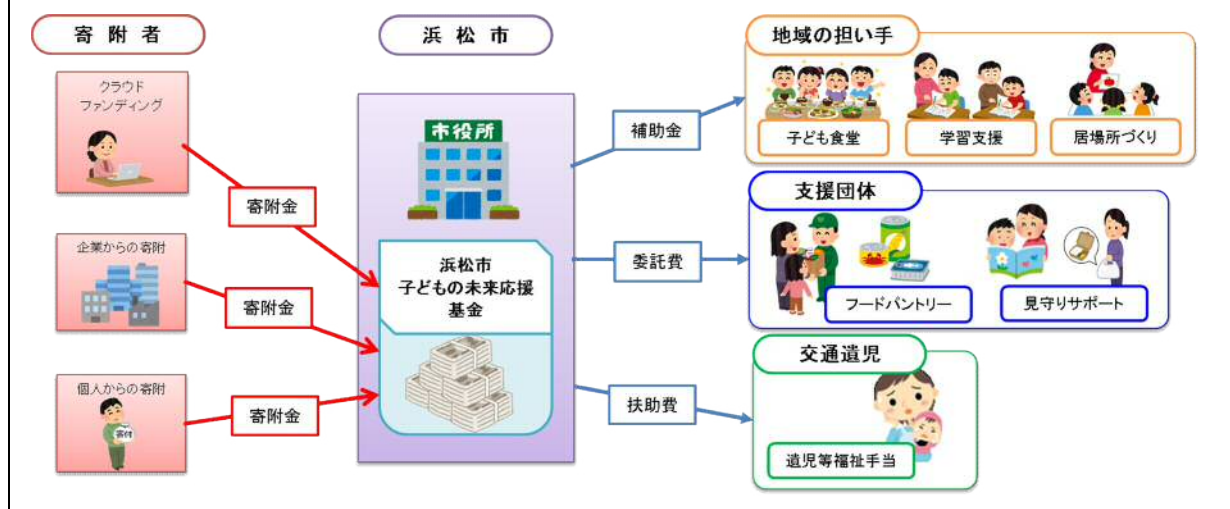
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	409,382	0	0	309,382	100,000

※財源（その他）交通遺児等福祉事業等繰入金

目的	地域で子どもを支える取り組みを持続・発展させるため、子どもの貧困に関する対策及び子育て支援に要する経費に充てるための基金を設置する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的に困窮する子育て世帯が増える一方で、困窮世帯を支援しようという機運が高まり、企業及び個人から寄附の問合せが増加している。 ・子どもの貧困や子育て支援対策に特化した新たな基金を設置することにより、積極的な寄附の受入及びさらなる寄附金の有効活用を図ることができる。
事業内容	<p>子どもの貧困対策や子育て支援の推進を目的とした基金を新たに設置し、交通遺児等福祉事業等基金を廃止・統合する。</p> <ol style="list-style-type: none"> クラウドファンディングの活用 子育て支援施策を持続的に推進するため、令和4年度からクラウドファンディングの実施により、基金の財源確保を図る。 基金活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われる子どもの居場所づくりを支援する事業 子どもの居場所づくり助成事業（子ども食堂等立上げ支援） 等 ・子どもの生活を支援する事業 子育て世帯に対するフードパントリー事業、子育て見守りサポート事業 等 ・遺児等福祉手当支給事業（交通遺児）

子どもの未来応援基金のイメージ



保育士、放課後児童支援員等の処遇改善事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2827

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	子育て・教育	88,546	88,546	0	0	0

※関連課 こども家庭部子育て支援課(電話:457-2274)、学校教育部教育総務課(電話:457-2401)
※児童養護施設等業務改善事業費、私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業、放課後児童会運営支援事業

※国の補正予算対応

2月補正計上 88,546千円、当初計上 342,725千円、合計 431,271千円

目的	児童養護施設、保育所等で働く職員の人材育成及び確保を支援するため、賃金の引き上げによる処遇改善を図る。			
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線の施設で働く職員の処遇改善等の支援策が示された。 国の令和3年度補正(第1号)予算成立に伴い、令和4年2月から保育士等の賃金改善事業を実施することが決定された。 			
事業内容	令和4年2月から職員の収入を3%程度引き上げる事業者に対し、補助金等を交付する。			
	対象者	社会的養護施設職員	保育士・幼稚園教諭等	放課後児童支援員等
	対象施設	児童養護施設等 計8施設	私立保育所、 幼稚園(新制度)、 認定こども園等 計192施設	放課後児童会施設 計170か所
	期間	令和4年2月~9月		
	交付額	社会的養護施設職員 保育士・幼稚園教諭等	月額10,900円/人 公定価格に準拠し、施設区分及び定員規模 に応じて算定した額(3%程度)	放課後児童支援員等 月額11,000円以内/人
事業費	R3 3,859千円 R4 13,661千円 計 17,520千円	R3 76,362千円 R4 297,239千円 計 373,601千円	R3 8,325千円 R4 31,825千円 計 40,150千円	
※令和4年10月以降は公定価格や国補助基準額の見直し等により措置を継続				

《保育の様子》



国補正予算に伴う農業振興・防災減災事業

産業部農業振興課
電話:457-2332

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
農林水 産業費	産業経済	1,148,728	1,143,678	0	0	5,050

※関連課 産業部農地整備課(電話:457-2311)

※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	市内の農畜産物の生産体制を強化し産地の競争力・収益力の向上を図ることにより農業振興を推進するとともに、防災・減災対策を実施することにより、市民の安全・安心な生活を確保する。																		
背景	国は令和3年度補正予算(第1号)において、農林水産業の生産基盤の強化及び防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、本事業の実施を決定した。																		
事業内容	<p>1 担い手確保・経営強化支援事業 74,925千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従来メニュー</th> <th>拡充メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>人・農地プランに位置付けられた中心経営体</td> <td>地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td colspan="2">農業経営の開始もしくは改善に必要な施設整備、機械導入等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td colspan="2">1/2以内</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>個人1,500万円、法人3,000万円</td> <td>個人・法人100万円</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>融資の活用が条件</td> <td>融資の活用は不要(任意)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 産地生産基盤パワーアップ事業 768,803千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 産地生産基盤パワーアップ計画の取組主体(農業者団体等) ・対象事業 収益性の向上に係る施設整備等 ・補助率 1/2以内等 <p>3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 237,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 事業主体の畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体 ・対象事業 収益力強化等に必要な施設整備、機械導入等 ・補助率 1/2以内 <p>4 かんがい排水整備国庫補助事業 37,000千円</p> <p>(1) 農業用ため池の耐震・豪雨対策 30,000千円 新田第1池、新田第2池及び新田第3池の耐震診断解析及び土質調査</p> <p>(2) 安全施設設置 7,000千円 西町6号線(南区西町)及び米津16号線(南区米津町)への転落防止柵設置</p> <p>5 排水機場樋門等の地震・津波対策事業 31,000千円 馬郡排水機場、篠原中排水機場及び坪井排水機場の樋門の耐震補強</p>	区分	従来メニュー	拡充メニュー	対象者	人・農地プランに位置付けられた中心経営体	地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者	対象事業	農業経営の開始もしくは改善に必要な施設整備、機械導入等		補助率	1/2以内		上限額	個人1,500万円、法人3,000万円	個人・法人100万円	補助要件	融資の活用が条件	融資の活用は不要(任意)
区分	従来メニュー	拡充メニュー																	
対象者	人・農地プランに位置付けられた中心経営体	地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者																	
対象事業	農業経営の開始もしくは改善に必要な施設整備、機械導入等																		
補助率	1/2以内																		
上限額	個人1,500万円、法人3,000万円	個人・法人100万円																	
補助要件	融資の活用が条件	融資の活用は不要(任意)																	

公式オンラインアンテナショップ事業

産業部観光・シティプロモーション課
電話: 457-2295

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	100,000	79,016	0	0	20,984

※繰越明許費

目的	公式オンラインアンテナショップの販促キャンペーン強化により、地場製品の消費を喚起し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地場製品の生産者及び販売事業者を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月にインターネットショッピングモール「楽天市場」に公式オンラインアンテナショップをオープンした。 オンラインショッピングなどの電子商取引は、外出せずに注文・受取りが可能なため、需要が高まっている。
事業内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響長期化を踏まえ、割引クーポン及び広告を強化 (令和3年当初: 104,540千円→9月補正後: 204,540千円→2月補正後: 304,540千円)</p> <ol style="list-style-type: none"> 販促クーポンの発行 定期的にキャンペーンを開催し、公式オンラインアンテナショップ等で使用できる割引クーポンを発行 <ul style="list-style-type: none"> 公式オンラインアンテナショップで扱う商品 楽天市場内の市内事業者店舗で扱う商品 キャンペーンの広告展開 当該キャンペーンを広くPRするためのWEB広告を展開 <p>(参考) 公式オンラインアンテナショップ「はままつ出世マーケット」とは 地場製品の全国販路開拓とブランド化の促進及び関係人口の増加を図るとともに、地域産業のDXを支援することを目的とした、本市の地場製品を取り揃えたオンラインアンテナショップ</p>



公式オンラインアンテナショップ「はままつ出世マーケット」イメージ

1億円キャッシュバックキャンペーン事業

産業部観光・シティプロモーション課
電話: 457-2295

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	130,000	102,721	0	0	27,279

※はままつ安全・安心な飲食店認証制度事業
※繰越明許費

目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の飲食業界への経済支援及び市民の需要喚起を図るため、市民が飲食店にて利用した金額を助成する。
背景	ウィズコロナ期において経済活動を活性化させる必要があるため、市内での飲食店の利用促進が求められている。
事業内容	<p>市内の飲食店を利用した際に支払った額と同額をキャッシュバックするキャンペーンの実施</p> <p>1 概要 (予定)</p> <p>(1) 実施時期 令和4年4月以降の1か月程度 ※予算に達し次第終了</p> <p>(2) 対象店舗 市内飲食店 (はままつ安全・安心な飲食店認証制度の認証店舗等)</p> <p>(3) 還元額 支払額と同額 (上限: 5万円/回)</p> <p>(4) 対象者 人数制限なし 応募は会計ごとに1人のみとし、18歳未満は応募不可</p> <p>(5) 当選者 400組/日</p> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の感染状況により、キャンペーン期間の変更や期間途中での中止の可能性あり ・これまでに3回実施 (令和3年3月、4月~5月、12月)



3密対策を実施しての飲食



過去のキャッシュバック
キャンペーンのHP

国補正予算に伴う道路・街路・河川事業

土木部道路企画課

電話:457-2375

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	2,636,286	1,336,968	1,298,400	0	918

※関連課 土木部道路保全課(電話:457-2425)、土木部河川課(電話:457-2451)

※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	道路・河川の老朽化対策、適正な維持管理、近年頻発化する自然災害への対策や、道路ネットワークの整備を実施することにより、防災・減災、国土強靱化を強力に推進するとともに、市民の安全・安心・快適な生活基盤づくりを進める。
背景	豪雨や台風、地震など、近年、激甚化・頻発化する災害への迅速な対応や、老朽化対策、道路ネットワーク整備のため、国では令和3年度補正予算(第1号)において、防災・減災、国土強靱化の強力な推進など安全・安心・快適のための経費を計上した。
事業内容	<p>橋りょうや舗装等の老朽化対策や道路法面崩壊対策をはじめとした事業のほか、三遠南信自動車道アクセス道路等の整備を実施する。</p> <p>1 道路事業 2,294,286千円 (1) 維持修繕 2,226,786千円 橋りょうや舗装の修繕、道路法面崩壊対策、通学路の安全対策、道路照明灯LED化更新にかかる設計及び工事など 計47路線 (2) 整備 67,500千円 国道152号(池島・大原区間)現道改良など 計3路線</p> <p>2 街路事業 252,000千円 天竜川駅南口アクセス道路整備など 計2路線</p> <p>3 河川事業 90,000千円 二級河川九領川河川改修など 計2路線</p>



▲国道152号道路防災事業



▲二級河川九領川河川改修事業

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	24,380	0	0	0	24,380

目的	県及び本市を含めた沿線 6 市町が天竜浜名湖鉄道(株)に対して補助金を交付することにより、天竜浜名湖鉄道の安全・安心な運行を維持するとともに、経営の安定化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と本市を含む沿線 6 市町は、経営計画（令和元年～令和 6 年）に基づき天竜浜名湖鉄道(株)を支援している。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う旅客収入の減少等により、令和 3 年度収支は大幅な赤字が見込まれており、来年度早々に資金繰りが困難となることが懸念される。
事業内容	<p>今後も地域の足として安心・安全な運行を継続するため、天竜浜名湖鉄道(株)への追加支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援総額 106,000 千円 2 内訳 県 53,000 千円、沿線 6 市町 53,000 千円（うち浜松市 24,380 千円） （沿線 6 市町：本市、掛川市、湖西市、磐田市、袋井市、森町） 3 負担割合 県 1/2、沿線 6 市町 1/2（うち浜松市 23.0%） 現経営計画において線路延長、駅数、出資比率、利用者数（平成 28 年度末時点）に応じて負担割合を決定

天竜浜名湖線



国補正予算に伴う下水道施設更新事業

上下水道部下水道工事課
電話:474-7514

(単位:千円)

会計	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳		
			国・県	市債	その他
下水道 事業	安全・安心・ 快適	826,000	454,300	371,700	0

※国の補正予算対応

目的	令和4年度以降に予定していた下水道施設更新事業のうち、老朽化対策などの優先度の高い事業について前倒して実施することにより、事故発生や機能停止を未然に防止する。
背景	国は令和7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力に推進することとしており、令和3年度補正予算(第1号)にて予算措置している。
事業内容	<p>国の令和3年度補正予算(第1号)による国庫補助金を活用し、下水道施設更新工事に早期着手する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事(中区瓜内町) 令和6年度供用開始に向け、機械設備の工場製作を行う。 2 館山寺浄化センター水処理設備改築工事(西区庄内町) 反応タンク設備の更新工事を行う。

中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事

完成予想図



断面図

